

令和2年度前橋市空き家対策支援事業（老朽空き家対策事業）交付要項

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

取扱担当課

前橋市役所建築住宅課（8階）

電話 898-6081（直通）

224-1111（内線3830）

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	倒壊等のおそれがあり、または将来的に特定空き家となる可能性がある空き家の解体工事に係る費用に対し補助することにより、空き家の適正管理の促進を図ります。
内容	<p>用語の定義</p> <p>1 空き家 ここでいう空き家とは、居住していた者がいなくなってから概ね1年以上経過した戸建ての住居（店舗等併用住宅を含む。）とします。共同住宅、店舗等については補助の対象となりません。</p> <p>2 基本補助金 空き家を解体した場合に交付される補助金</p> <p>3 跡地利用加算補助金 空き家を解体後、その跡地に駐車場等を整備（アスファルトまたはコンクリートによる整備）または住宅等を建築した場合に交付される補助金</p> <p>4 事業完了日 工事が終了し、契約の相手方へ代金を支払った日（領収書等に記載の日付）</p>
最重点地区の設定	千代田町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目
補助金の申請をできる者	<p>1 基本補助金を申請できる者は、補助金の交付申請日において、次の(1)から(4)の全ての条件に該当し、かつ、(5)から(7)のいずれかの条件に該当する個人とします。ただし、最重点地区に所在する空き家において、所有者が法人の場合は、その法人が申請できるものとします。</p> <p>(1) 申請及び着工前に前橋市空家利活用センターに相談を行った者 (2) 市税の滞納がない者 (3) 昨年度までに前橋市空き家対策補助を受けていない者（跡地利用を申請する場合の解体申請を除く） (4) 本事業の対象となる工事に、国または本市が実施する他の補助金を受けていない者 (5) 空き家の所有者で、解体しようとする者 (6) 空き家の所有者の法定相続人で、解体しようとする者 (7) 空き家の所有者等から承諾を得て、解体しようとする者</p> <p>2 跡地利用加算補助金を申請できる者は、この要項に基づく基本補助金の交付を受けた者（その配偶者を含む）とします。</p>

<p>交付条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 2 申請者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 契約の相手方は、前橋市内に本店、支店または営業所がある事業者に限ります。 4 業者等と契約を結ぶことなく、申請者自身が行った工事は補助対象になりません。 5 跡地利用加算補助金の申請について <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の老朽空き家対策事業において、基本補助金の交付を受けている者も対象とします。 ・解体工事の実績報告書を提出後、概ね6か月以内に申請を行い、着工しなければなりません。 6 跡地利用加算補助金の工事については、申請者が行わなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、申請者と工事の契約者が異なる場合には、両者が親子関係にある場合のみ対象とします。 7 前橋市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当していないこと。 8 対象事業を実績報告書の提出期限までに完了しなければなりません。
<p>補助金の交付の対象となる工事費</p>	<p>この補助金の交付の対象となる工事費は、昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築された概ね1年以上居住者がいない空き家で、倒壊等のおそれがあり、または、将来的に特定空き家となる可能性がある空き家の解体工事費とします。</p>
<p>補助金の交付の対象とならない費用</p>	<p>以下の費用は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家及び土地の取得に係る費用 ・設計費、調査費、各種申請手数料、その他の諸経費 ・残置物の処分費 ・物置、カーポート等の附属の構築物の解体費 ・浄化槽の処分費
<p>交付金額</p>	<p>この補助金の交付金額は、次のとおりとします。なお、令和2年度前橋市一般会計予算に計上された範囲内の額とします。</p> <p>(1) 基本補助金 対象となる工事費用の3分の1を上限とし、10万円以内とします。（1,000円未満の端数は、切り捨てるものとします。） ※ただし、最重点地区に所在する空き家を解体した場合は、20万円以内とします。</p> <p>(2) 跡地利用加算補助金 次のいずれかの額とします。ただし、既に交付を受けた基本補助金との合算額が対象となる工事費用の3分の1を超えて受けることはできません。</p> <p>ア 解体後の跡地に駐車場等を整備した場合 10万円 イ 解体後の跡地に住宅等を建築した場合 40万円</p>

	交付回数	1 基本補助金の交付は、1 申請者当たり 1 棟 1 回限りとします。また、跡地利用加算補助金は、基本補助金の交付申請をした者（その配偶者を含む。）に限り交付を受けることができます。
交付 手 続 等	交付申請の方法	<p>補助金の交付を申請しようとする者は、工事開始前に次の書類を提出してください。なお、最終の受付は令和 2 年 1 1 月 3 0 日（月）になります。</p> <p>※受付期間中であっても令和 2 年度の予算に達し次第、受付を終了します。</p> <p>（基本補助金）</p> <p>(1) 補助金交付申請書（様式第 1 - 1 号）</p> <p>(2) 建物登記全部事項証明書の写し（法務局発行の直近 3 か月以内のもの）</p> <p>※未登記の場合は、納税通知書の課税明細書の写し、または評価証明書の写し</p> <p>(3) 工事見積書の写し</p> <p>（代表者印のあるもので、工事内容と費用の内訳が分かるもの）</p> <p>(4) 工事場所の写真（施工前）</p> <p>(5) 1 年以上空き家であることが確認できる書類</p> <p>（例 電気・水道の停止日が分かるもの、ガス閉栓証明等）</p> <p>(6) 市町村税の未納が無いことが分かる証明の写し（完納証明書等）</p> <p>※法人に関してはその法人が納めるべき市町村民税の未納が無いことが分かる証明書の写し</p> <p>※市外在住の方で前橋市内の固定資産税が課税になっている方は前橋市の完納証明も必要です。</p> <p>(7) 空き家の解体に関する承諾書（補助申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有名義の場合）（様式第 2 - 1 号）</p> <p>（跡地利用補助金）</p> <p>(1) 補助金交付申請書（様式第 1 - 2 号）</p> <p>(2) 跡地利用工事に係る契約書・見積書等、工事内容の分かる書類の写し</p> <p>(3) 跡地の土地登記事項証明書の写し（法務局発行の直近 3 ヶ月以内のもの）</p> <p>(4) 跡地利用に関する承諾書（土地の所有者が申請者と異なる場合または共有名義の場合）（様式第 2 - 2 号）</p>
	交付決定	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 3 号）を申請者に通知します。</p> <p>※補助金額は見積書の金額で決定します。申請後の増額変更は認められません。</p>
	契約の相手方等が変更となった場合の手続	<p>契約の相手方を変更した場合や大幅に工事の内容を変更した場合は、変更の手続が必要となります。遅滞なく次の書類を提出し、その旨を報告してください。</p> <p>(1) 変更承認申請書（様式第 4 - 1 号、第 4 - 2 号）</p> <p>(2) 変更後工事見積書の写し</p>
	変更承認決定の時期等	<p>変更承認申請書等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し補助金変更承認通知書（様式第 5 号）を申請者に通知します。</p>

実績報告等	実績報告書の提出	<p>1 申請した事業が完了した際は、事業完了日から30日以内に次の書類を提出してください。なお、最終の受付日は令和3年3月19日（金）になります。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第6-1号、または第6-2号）</p> <p>(2) 工事領収書の写し、または振込み受付書等の写し</p> <p>(3) 工事完了箇所の写真（解体後、跡地利用後）</p> <p>(4) 通帳の表紙裏（支店名、口座が分かるもの）の写し または、本人の口座が確認できるもの</p> <p>2 上記実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第7号）を申請者に通知します。 ただし、跡地利用加算補助金の実績報告時には、市長が認めた書類は省略することができます。</p>
	補助金の請求	補助金額の確定後、請求書（様式第8号）により補助金を請求してください。
	交付決定の取消し、または補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部または一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定または交付を受けたとき</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき</p> <p>2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付を取り消された場合、取消に係る部分の金額を指定された期日までに返還しなければなりません。</p>
取下げ	対象事業等が中止となった場合、年度中に完成しない場合の手續	<p>取下げの手續が必要になりますので、取下げ書（様式第9号）を提出してください。</p> <p>提出後、取下げ通知書（様式第10号）を申請者に通知します。</p>
様式	申請書等の書式	<p>1 補助金交付申請書（様式第1-1号、第1-2号）</p> <p>2 承諾書（様式第2-1号、第2-2号）</p> <p>3 補助金交付決定通知書（様式第3号）</p> <p>4 変更承認申請書（様式第4-1号、第4-2号）</p> <p>5 変更承認通知書（様式第5号）</p> <p>6 実績報告書（様式第6-1号、第6-2号）</p> <p>7 補助金額確定通知書（様式第7号）</p> <p>8 請求書（様式第8号）</p> <p>9 取下げ書（様式第9号）</p> <p>10 取下げ通知書（様式第10号）</p>
	備考	空き家を解体後、跡地に二世帯近居・同居住宅建築工事費補助事業を利用して住宅を建築する場合は、跡地利用の申請をすることができません。